

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福

島 県 報

目 次

福島県企業局

○福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

規 則

○福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県病院局

○福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

規 則

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

福島県知事 佐藤雄平

福島県規則第五十号

福島県旅費取扱規則の一部を改正する規則

福島県旅費取扱規則(昭和二十八年福島県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一喜多方市の部17の項中「山都第三小学校」を「田山都第三小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(人事課)

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程(昭和44年福島県企業局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「記名押印」の次に「及び次に掲げる事項の記載」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 請求金額
- (2) 請求の内容
- (3) 請求年月日
- (4) 請求先
- (5) 債権者の住所(法人にあつては、所在地及び代表者の氏名)

第177条に次の1号を加える。

(9) 災害時において、物資等の調達に關する協定等に基づいて物品を購入するとき。

第178条第1項中「契約代金の額」の次に「(継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であつて、あらかじめ供給を受ける数量を定めず供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの(以下「単価契約」という。))にあつては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額)」を加える。

第179条第1項第4号及び第5号中「こととなる」を削り、同項第12号中「こととなる」及び「ものである」を削る。

第196条中「入札金額」の次に「(単価契約にあつては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額(単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあつては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額))」を加える。

第197条第1項第2号中「過去」を「、過去」に改め、「こととなる」を削り、同項第4号中「請負契約」の次に「、物品の購入契約及び庁舎等維持管理業務の委託契約」を加える。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第179条及び第197条第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

福島県病院局

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月31日

福島県病院事業管理者 高地英夫

福島県病院局管理規程第4号

福島県病院局財務規程の一部を改正する規程

福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第38条第2項中「記名押印」の次に「及び次に掲げる事項の記載」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 請求金額
 - (2) 請求の内容
 - (3) 請求年月日
 - (4) 請求先
 - (5) 債権者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の氏名）
- 第96条第2項中「納入者から」の次に「当該物品の品目、規格、数量及び納入年月日並びに納入者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地並びに名称及び代表者の氏名）を記載した」を加える。

第172条に次の1号を加える。

- (9) 災害時において、物資等の調達に関する協定等に基づいて物品を購入するとき。
- 第173条第1項中「契約代金の額」の次に「（継続的に物品又は役務の供給を受ける契約であって、あらかじめ供給を受ける数量を定めずに供給を受ける物品又は役務の単価を定めるもの（以下「単価契約」という。）にあっては、契約代金に当該単価契約に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあっては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）」を加え、「工事等」を「工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするもの）に限る。次条において「建設工事」という。）又は製造」に、「現金等（」を「現金（現金に代えて納付する）」に改める。

第174条第4号中「最近において」を「過去二年間に」に、「公庫等」を「沖繩振興開発金融公庫等」に改め、「こととなる」を削り、同条第5号中「こととなる」を削り、同条第9号を同条第12号とし、同条第8号中「こととなる」及び「ものである」を削り、同号を同条第11号とし、同条第7号の次に次の3号を加える。

- (8) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあっては、100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

第188条第2項中「次の」を「一般競争入札に参加しようとする者が次の」に、「者をその事実があった後2年間に」を「ときは、その者について3年以内の期間を定めて」に改め、同項第1号中「した者」を「したとき」に改め、同項第2号中「妨げた者」を「妨げたとき」に、「連合した者」を「連合したとき」に改め、同項第3号及び第

4号中「妨げた者」を「妨げたとき」に改め、同項第5号中「履行しなかつた者」を「履行しなかつたとき」に改め、同項第6号中「前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を」を「この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は」に、「使用した者」を「使用したとき」に改める。

第191条中「入札金額」の次に「（単価契約にあっては、入札金額に当該入札に係る予定数量を乗じて得た額（単価を供給の区分ごとに定める単価契約にあっては、当該単価に当該供給の区分に係る予定数量をそれぞれ乗じて得た額の合計額）」を加える。

第192条第1項第2号中「最近において」を「過去二年間に」に改め、「こととなる」を削る。

第213条中「第188条並びに」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

契約権者は、施行令第21条の14第1項の規定により随意契約によるうとするときは、特別の理由がある場合を除くほか、第188条第1項に規定する者並びに同条第2項各号のいずれかに該当する者として一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を契約の相手方としてはならない。

第215条第1項中「50万円」を「10万円」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第173条の改正規定（「工事等」を「工事（建設、移転又は除去を主たる目的とするもの）に限る。次条において「建設工事」という。）又は製造」に、「現金等（」を「現金（現金に代えて納付する）」に改める部分に限る。）並びに第174条、第188条、第192条、第213条及び第215条の改正規定は、公布の日から施行する。

（病院総務課）